

令和2年第1回臨時教育委員会

令和2年2月6日(木)午後2時30分

江別市教育庁舎 大会議室

出席者	教育長	月田健二	説明員	教育部長	萬直樹
	委員	支部英孝		教育部次長	伊藤忠信
	委員	橋本幸子		学校教育支援室長	
	委員	林大輔			谷口圭吾
	委員	須田壽美江		総務課長	近藤澄人
				学校教育課長	廣田修行
				教育支援課長	松井正行
				給食センター長	鈴木知幸
				対雁調理場長	佐藤友彦
				生涯学習課長	天野保則
				スポーツ課長	三浦洋史
				スポーツ課参事	遠藤毅
				情報図書館長	山本則行
				郷土資料館長	榎田智幸
				郷土資料館参事	兼平一志
			記録員	総務課総務係長	嶋中健一
			傍聴者	なし	

1 審議事項

(1) 令和2年議案第7号

令和2年度江別市一般会計教育予算(案)について

(2) 令和2年議案第8号

江別市陶芸の里条例の一部を改正する条例の制定について

会 議 録

<p>月田教育長</p>	<p>(開会) ただいまから、令和2年第1回臨時教育委員会を開会いたします。 本日の議事日程は、配付のとおりであります。 会議に先立ち、本日の会議録署名人を、支部委員にお願いいたします。 議事に入ります前に、お諮りしたい事項がございます。 議案第7号の令和2年度江別市一般会計教育予算(案)については、議会への申入れ前であるなど、一般に公開される前の教育予算案に対する意見の申出に関するものであり、率直な意見交換を行う必要がありますことから、秘密会による審議を提案するものでございます。 これにご異議ございませんか。 (一同了承) 委員の皆様のご賛同が得られましたので、議案第7号は、秘密会により進行いたします。 秘密会終了後は、傍聴者入室のため暫時休憩いたします。 その後、配付の会議次第に従い、議案第8号の審議を行います。</p> <p><秘密会につき会議録省略></p> <p>委員会を再開します。議事に入ります。 次に、審議事項(2)令和2年議案第8号 江別市陶芸の里条例の一部を改正する条例の制定についての説明を求めます。 兼平セラミックアートセンター事業担当参事お願いします。</p>
<p>兼平郷土資料館参事</p>	<p>令和2年議案第8号 江別市陶芸の里条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。 本件は、第1回定例教育委員会でご報告したセラミックアートセンターのガス窯使用料の改定に係る条例の一部改正を、令和2年第1回江別市議会定例会に提案しようとするものであります。 資料1ページをご覧ください。 1の改正理由は、セラミックアートセンターガス窯の素焼専用使用料の原価計算の結果に基づき、使用料の改定を行うものであります。 2の改正条文は、2ページに記載のとおりであります。詳細につきましては、新旧対照表に基づきご説明いたしますので3ページをお開きください。 ページの左側が改正前、右側が改正後であります。下線のある部分が改正箇所を示しております。 別表中、設備使用料のうち、ガス窯専用使用の2段目、素焼きの1回当たりの使用料を、現行の1万2,000円から1万3,800円に改めるほか、字句の整備を行うものであります。 施行期日は、2ページ下段の附則に記載のとおり令和2年10月1日からとしており、所要の経過措置を設けております。</p>
<p>月田教育長</p>	<p>以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。 ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。 私から伺います。 改正の内容には関わらないのですが、共同使用の素焼きは、1個10円とすごく安いようですが、どういうことなのでしょうか。</p>
<p>兼平郷土資料館参事</p>	<p>素焼きの金額についてですが、25年前の開館時に、今回改正する専用使用の1万2,000円から逆算して算出しております。ガス窯は1,200個焼成できるものですから、1万2,000円を個数で割って10円としております。</p>
<p>支部委員</p>	<p>専用使用の金額は、カップなどを一度に1,200個を焼くためのガス料金というイメージでしょうか。</p>
<p>兼平郷土資料館参事</p>	<p>まず、1,200個入るということですが、湯飲み茶わん程度の大きさのものが一度に1,200個入る大きさの窯になっております。今回は、それらを一度に焼くためのガス</p>

須田委員	<p>窯の専用使用に係る料金を1万3,800円にしようとする条例改正となっております。</p> <p>1,200個を一度に焼けるということですが、例えば1,000個以上集まらないと焼かないということなのでしょうか。</p>
兼平郷土資料館参事	<p>窯の最大容量として1,200個ということですが、窯をご利用いただくに当たっては、毎月末に共同使用の受付を行っておりますので、1,200個に満たなくても、毎月の焼成サイクルの中で申し込まれた分を焼いています。素焼きの後は、翌々月に電気窯での本焼きを行いますので、電気窯で本焼きができる分をもって素焼きを行うというサイクルになっています。</p>
須田委員	<p>専用使用で焼く場合というのは、年間の使用回数でどのくらいあるのでしょうか。</p>
兼平郷土資料館参事	<p>今回改正する素焼きの専用使用の件数ですが、平成7年度から平成13年度までの間で年に2回から3回程度、その後は平成20年度に年1回という利用実績です。</p>
須田委員	<p>共同使用は、1か月に1回程度は必ずあると理解していいですか。</p>
兼平郷土資料館参事	<p>共同使用は、平成30年度の実績で431人です。月に2回程度は焼いているという状況です。同じ年度の焼成個数は、6,931個となっています。共同焼成で焼いた分を、電気窯を専用使用する方が本焼きをするというサイクルが定着していますので、最近は、専用使用の素焼きでガス窯を使う方はいらっしゃらないです。</p>
月田教育長	<p>ほかに質問等はございますか。</p> <p>(質疑終了)</p> <p>それでは、令和2年議案第8号 江別市陶芸の里条例の一部を改正する条例の制定についてを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>それでは、そのように承認いたします。</p> <p>以上をもちまして、第1回臨時教育委員会を終了いたします。</p> <p>(閉会)</p>

終了 午後3時10分

署名人(教育長) 月田 健二

署 名 人 支 部 英 孝